

熊被害の実態及び被害対策の試行について

岐阜営林署 樽見森林事務所 森林官 山守 孝行

1. はじめに

岐阜県美濃地方の山間部には、多くの月の輪熊が生息しており、戦後からの拡大造林による天然林の減少、ダム開発等による住処の減少により、近年では民家の近くまでも出没するようになってきました。それに伴って、国有林、民有林を問わず人工林の剥皮被害が拡大している状況にあり、保育作業が一段落したスギ、ヒノキの15年生以上の優良木に多く被害を受けているのが現状です。当署の大河原、越波国有林の人工林もその例外ではなく、近年多くの被害を受けている状況です。

そのため、平成7年度より確実に個体数を減少させることを目的に、有害鳥獣駆除の許可をとり、昔ながらの方法である箱罠による捕殺を実行してきました。

しかし、近年の自然保護の高まりや希少種としての狩猟の自粛、あるいは禁止が全国的に広がりつつある現状の中で、どのように剥皮被害を減少させることが出来るか苦慮しているところです。

そこで、熊の箱罠による捕殺と併せて、滋賀県湖西地方において平成7年度より、補助金をつけて行っている「テープ巻獣害対策事業」を参考に、当署管内において平成8年度より試行している被害対策及び剥皮被害の実態について報告します。

2. 内 容

(1) 熊被害状況

写真1は、国有林における剥皮被害の状況ですが、国有林、民有林を問わず、根尾村の至る所でこのような被害が確認されており、深刻な問題となっています。

また、被害にあったスギは、根元から短いもので数十cm、長いもので5～6m樹皮がはがされています。

(2) 熊被害の調査分析

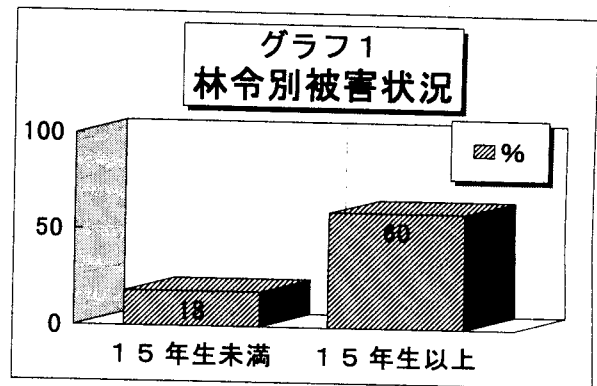
大河原、越波国有林で、20ヶ所0.40haのプロットをとり、以下の調査、分析を行いました。



写真1 熊被害状況

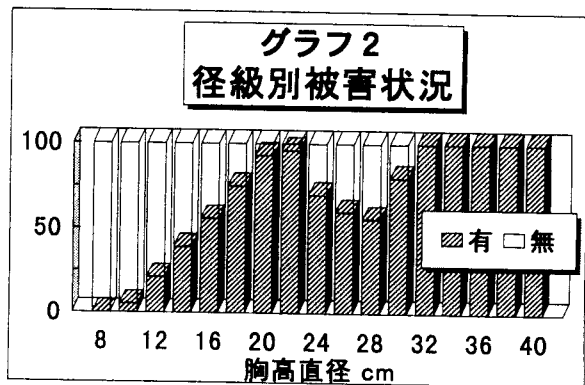
(ア) 林令別被害状況

グラフ1は、林令別にみた被害状況です。15年生未満については、比較的被害が少ないですが、15年生を超えると60%と、被害が大きくなります。



(イ) 胸高直径別被害状況

グラフ2は、径級別にみた被害状況です。調査対象は、8cmから行いましたが、10cmより被害を受け、径級が大きくなる程被害が増えていき、20cmを越えたものは、ほとんど被害を受けています。24~30cmのグラフの落ち込みは、プロットの中にイトシロスギの割合が多いためです。



イトシロスギは、比較的根元より枝と針状の気根が密集している為、剥皮しにくいものと考えられます。また、プロットの中のイトシロスギの被害割合が、12%と低いことから被害を受けにくいと考えられます。

(エ) 被害箇所状況

グラフ3は、被害木全体を100とした箇所割合です。全周25%の被害を受けた結果から、被害木の4本に1本が枯れてしまうと考えられます。

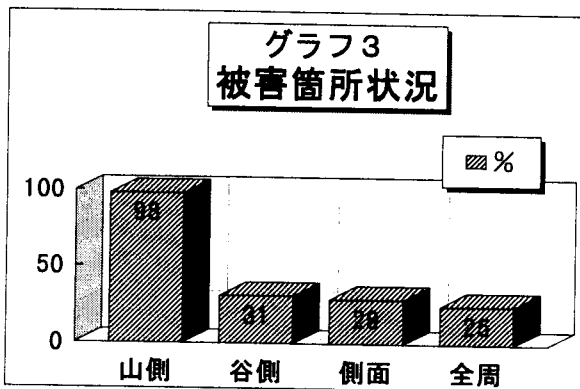


表1 剥皮状況

単位: cm

		胸高直径	14	24	平均
被害高	山側	128	158	137	
	谷側	118	132	125	
	側面	120	134	128	

(オ) 剥皮の状況

表1は、箇所別でみた被害の高さです。表1より、径級の大きいものの方が被害の高さが大きい傾向がみられます。

(3) 熊檻捕殺状況

熊被害が拡大する状況の中、平成7年度より国有林内においては、箱罾による熊の捕殺を試みてきました。捕殺方法は、箱罾の中に蜂蜜を入れ、熊を誘い捕らえ、ワイヤーで絞め殺し掘った穴の中に埋める方法を行いました。熊の捕殺については、申請することにより年間4頭まで捕殺可能で、平成7年、8年度にはそれぞれ4頭ずつ、平成9年度に3頭、あわせて11頭の熊を捕殺しました。

(4) 根尾村による熊生体行動調査

平成10年度は、根尾村において、熊に発信器をつけ生息分布、生息数、生息密度の状況調査及び剥皮被害の実態調査を2ヶ年計画で実行される事になりました。

この調査は、環境庁の野生鳥獣管理適正化事業によるもので、国有林も含めた根尾村全体を対象としたもので、狩猟の自粛と箱罠による捕殺の取りやめの要望がありました。

当署も平成10年、11年は、箱罠による捕殺を休止し、来年度末の調査結果により、適切な防除方法等、被害減少の成果が得られることを期待しているところです。

(5) テープ巻について (写真2)

テープ巻きは、熊の忌避効果を期待する対策として、平成8年度より取り組みました。目的としては、被害を受けたスギは、そのほとんどが根元からのもので、材価の70%以上価値のある一番玉に被害を受けるのを防ぐことと、全周を剥皮され枯れてしまうのを防ぐためです。

テープ巻き箇所は、前年度、間伐実施箇所及び本数調整伐箇所を優先的に行っています。理由としては、間伐効果の期待と残存木の保護です。また、林道及び国道より50mぐらいは被害が少ない傾向がみられますので、それより奥をテープ巻きの対象としています。

テープ巻きの方法は、被害高の平均が、約1.5mであることから、幹の回りを根元から高さ約2mのところまでタフロープを巻く方法を試みています。

テープの色は、青の外何色か使用しましたが、1、2年経つと色があせ、全て白くなることから特に色は関係がないものと考えられます。

また、テープを巻いた後に、熊が樹皮を剥ごうとしたものの、途中でやめたと思われる箇所が幾つもあり、忌避効果があったものと考えられます。

根尾村の民有林も忌避効果を期待したテープ巻き箇所が幾つもあります。

写真2



テープ巻き実施箇所

3. 結果

結果として、テープを巻いた箇所についての忌避効果は表2のとおりです。平成10年度の忌避効果については、今年の春に結果が分かります。

表2

テープ巻実施状況

実施年度	実施箇所	実施面積	忌避効果
平成8年度	4ヶ所	4.00ha	100%
平成9年度	5ヶ所	14.00ha	100%
平成10年度	3ヶ所	11.00ha	
計	12ヶ所	29.00ha	

表2より、被害がほとんどありませんでしたが、

問題点として、

1. 今までに行ったテープの巻き付け箇所が、限られた面積にとどまっていること
2. 実施年数が今年度を含め3年と短いことがあります。

今後の課題として、

1. テープの耐用年数
 2. スギの成長によりテープは切れるのか食い込むのか
 3. 何年忌避効果があるのか
- 等、追跡調査が必要と考えられます。

最後に、先程述べたとおり、箱罾による捕殺についても制限があり、狩猟の自粛等が広がりがつつある現状の中で、拡大傾向にある被害を減らすことに苦慮しているところです。

今後も、熊の捕殺だけに頼るのではなく、熊と共生するという観点からも、有効な一方法である現在の対策を継続して、熊被害を最小限に食い止めるよう調査、分析していく考えです。